

## 第2部 日本における90年代以降の憲法改正論の動向と問題点

はじめに

2005年4月23日(土)、専修大学神田校舎において、「憲法改正国民投票法案の検討」と題して専修大学社会科学研究所定例研究会が開催された。報告者は、飯島滋明氏(工学院大学)であり、コメンテーターとして、奥田喜道氏(日本学術振興会研究員)が「スイスにおける憲法改正国民投票制度」について、内藤光博所員が「イタリアにおける憲法改正国民投票制度」について、それぞれコメントを加えた。司会は古川純所員(専修大学法学部)であり、憲法調査会市民監視センターとの共催で行われた。

2005年4月に衆参両議院の憲法調査会が最終報告書が出され、憲法改正に向け、つぎの大きな問題となる「憲法改正国民投票法案」の問題点が、この研究会のテーマであった。同法案の起草については、衆参両院の憲法調査会を起草の審議に特化した国会の常任委員会に衣替えさせた「憲法調査委員会」で行われることが、ほぼ確実になる模様である。

飯島氏は、与党の「日本国憲法改正国民投票法案」を題材にして、憲法改正のための国民投票にかかわる憲法学上の解釈問題をはじめ、国民投票にかかわり改正の賛否をめぐる市民の運動の規制の問題性などを、詳細に分析した。またコメンテーターからは、スイスとイタリアにおける国民投票制度の特質と問題点が指摘された。

討論においては、憲法96条にいう「国民の過半数の賛成」とは投票率を要件とすべきであるのか、あるいは「過半数」とは有効投票の過半数を指すのかという問題、また国民投票をめぐる改正の賛否に関する運動の規制の問題性に議論が集中した。

第2部では、この研究会での飯島氏の報告内容を論文にさせていただき掲載するとともに、改憲論の動向をあつかう内藤所員の論文も掲載した。

なお、奥田氏は、同じテーマについて、2005年7月に開催される憲法理論研究会で報告し、その成果を『憲理研叢書第14号』(敬文堂、2006年刊)に掲載する予定である。

また、内藤所員の報告については、「イタリアの改憲論議の動向と憲法改正国民投票制度」と題する論文にまとめ、『現代の理論』第4号(明石書店、2005年7月刊行)に掲載することになっている。

飯島氏の論文と合わせて、両者の論文をご一読いただきたい。

(文責：内藤光博 専修大学社会科学研究所所員・専修大学法学部)